

所管課	都市づくり部都市計画課								
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策						
	第4章 安全安心都市	10 市街地整備	02 良好な住環境を形成する						
事業：建築指導事業			整理番号 0291						
目的	1.【建築指導事業】建築行為における適法性を確保することにより、良好な市街地の整備を誘導するほか、安心して快適な住環境の形成を図る。2.【建築協定推進事業】建築協定の活用を推進し、地域の特性を活かした住民の手によるまちづくりを誘導する。								
目標	1.【建築指導事業】建築確認申請の経由事務、建築基準法第43条などの各種許可申請に係る経由事務などを適正に行い、必要な指導助言などを行う。2.【建築協定推進事業】建築協定認可申請の経由事務を適正に行う。また、建築協定の運営について適正な指導・助言を行う。								
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)	46	総コスト(千円)	12,855	総合評価 B 評価理由 建築確認申請の経由事務により必要な指導・助言を行った。	妥当性	A		
	財源内訳	一般財源	0	内訳		事業費	46	効率性	B
		国府支出金	46			人件費	12,809	有効性	B
		地方債	0			公債費	0		
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	115		
			0			世帯あたり(円)	272		
貢献度	施策に対する事業貢献度	A	根拠	建築確認申請の経由事務を行うことにより法令順守やトラブル防止に非常に貢献している。					
今後の方向性	広域での対応を含めて、建築主事を設置し、特定行政庁化などを引き続き検討する必要がある。								

事業優先順位	1 細事業：建築指導事業			整理番号	01						
目的	1.【建築指導事業】建築行為における適法性を確保することにより、良好な市街地の整備を誘導するほか、安心して快適な住環境の形成を図る。2.【建築協定推進事業】建築協定の活用を推進し、地域の特性を活かした住民の手によるまちづくりを誘導する。										
目標	1.【建築指導事業】建築確認申請の経由事務、建築基準法第43条などの各種許可申請に係る経由事務及び違反物件の調査などの事務を行う。2.【建築協定推進事業】建築協定認可申請の経由事務、市建築協定連絡協議会の開催、各建築協定運営委員会との連絡調整などの事務を行う。										
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和47年度以前	根拠法令							
事業費・財源	財源内訳	事業費(決算額)(千円)	平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)	平成25年度	平成24年度	比較	
		一般財源	0	0	0		内訳	事業費	46	24	22
		国府支出金	46	24	22		人件費	12,809	7,856	4,953	
		地方債	0	0	0		公債費	0	0	0	
		その他特定財源	0	0	0		一人あたり(円)	115	70	45	
			0				世帯あたり(円)	272	167	105	
			0				職員数(人)	1.68	0.99	0.69	
			0				再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00	
		今後の方向性	今後、建築主事を配置する方向性で検討する必要があると思われる。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	1.【建築指導事業】建築主及びその代理者(設計者)など 2.【建築協定推進事業】建築協定締結者及び建築協定を締結しようとする者など						
	A	B	B								

事業：建築指導事業

1. 建築指導事業

建築基準法に基づく申請などの経由事務及び大阪府特定設備事故届出条例に基づき、届出を経由するとともに、現地調査を行いその調書を大阪府に提出した。

細事業：建築指導事業

1. 建築指導事業

(1) 建築基準法に基づく申請などの経由事務を行った。

①大阪府取扱分

確認申請書	18件
中間検査申請書	6件
完了検査申請書	8件
許可申請書	22件
認定申請書	1件
工事完了通知書	0件

②確認検査機関取扱分

・確認申請書 311件

(2) 大阪府特定設備事故届出条例に基づき、届出を経由するとともに現地調査を行いその調書を大阪府に提出した。

・届出件数 5件